

平成9年6月静岡県議会定例会 質問



質問者： 秋鹿 博 議員
質問分類： 一般質問
質問日： 97/07/23 1番目
会派名： 自由民主党・県民クラブ県議団
質疑・質問事項：

○議長（川口久一君） ただいまから会議を開きます。

議事日程により、知事提出議案第九十五号から第百十八号までを一括して議題といたします。

質疑及び一般質問を行います。

通告により、五十七番 秋鹿 博君。

（五十七番 秋鹿 博君登壇 拍手）

○五十七番（秋鹿 博君） ただいまから、通告順に従い一般質問を行います。直ちに質問に入ります。

その一は、知事の政治姿勢についてであります。

まず、その一として、時代認識と政治課題についてお伺いをいたします。石川知事、あなたはさきの県知事選挙において、立派な成績で二期目の再選を果たされました。まことにおめでとうございます。これは石川県政の一期四年間の実績、そして、石川知事の柔軟にしてさわやかな人柄が十分県民に理解されたものと高く評価しているところであります。しかし石川知事、これからの四年間は、一口で言えば激変の時代であり、二十世紀の世紀末から二十一世紀の扉を開く歴史的な時代でもあります。

そこで質問の第一は、この激変の時代、歴史的な時代を石川知事はどのようにとらえ、考えておられるか、お伺いしたいのであります。基本的には、知事が選挙戦で訴えた公約の実行に尽きると思いますが、私がお聞きしたいのは、時代のサイクルを十年や二十年ではなく、少なくとも戦後五十年を検証しての二十一世紀のあるべき姿を展望していただきたいのであります。私は、二十世紀は科学技術の進歩の時代であったと思います。特に、宇宙開発に始まった先端技術を初めとする科学技術の進歩は目覚ましく、人類の夢と希望を次々と実現してきました。中でも我が国は、工業立国として、その工業技術により今日の繁栄を築いてきたことは周知のとおりであります。しかし反面、現代社会は、人間が生み出したこの科学技術によって、人類は今、生命を脅かされ、生存を危うくしているのであります。言うまでもなく、オゾン層の破壊、大気の汚染など地球環境の悪化であります。したがって、二十一世紀の政治課題は、人類の存亡をかけ、この地球環境の保全にどう取り組むかにかかっており、文字どおり環境問題にあると言っても過言ではないと思いますが、知事はどのような認識を持っておられるか、御所見をお伺いいたします。

次に二として、政治手法についてお尋ねをいたします。県はハード施設の政策の企画、立案に大変すぐれていると思います。例えば、じっくりと時間をかけ、基本構想、基本設計、そして実施設計と積み重ねて、行政のノウハウを十二分に発揮されます。ところが、民間との違いは、できた施設がどのように活用されているか、どのような運営をしているかという点につきましては十分な議論がなされていない、このように私は感ぜざるを得ません。一口で言えば、その効率性、経済性という経営感覚に乏しいのではないか、このような指摘をせざるを得ないのであります。これは、右肩上がりの時代、自然増収の時代には何とか帳じりを合わすことはできても、これからの時代は、経常的経費の増大は一般財源を圧迫して、政策の硬直化を招くことになります。少なくとも、運営主体はどうあるべきか、運営費はどう捻出していくか。つまり、ソフト政策を考えたハードでなければならないと思うのであります。はっきり言ってこの点は、県は民間、そしてむしろ市町村に学ぶべきであると考えますが、知事の御認識をお尋ねいたします。

今日までの政策立案と決定までのプロセスを見ますと、特に専門的な知識が必要な大規模プロジェクトにつきましては、二十人内外の協議会や審議会で検討をされています。この会議を重ねていくたびに、あれも欲しい、どうせやるならと、どんどんひとり歩きして、事業や内容が財政に関係なく大きく膨らみがちであります。議会に諮られたときにはすばらしい立派な計画書が作成され、既成事実が積み重ねられていて、承認せざるを得ない現状にあるような気がいたします。

私は、これからはもっと、政策決定のプロセスで自由な議論と財政を見通しての検討が今まで以上に必要と考えますが、知事に御所見をお伺いいたします。

もう一つの視点は、政策の優先順位であります。最近、大変腹立たしく思いますのは、国の財政悪化によりまして、その原因となった干拓事業や高架橋など大型プロジェクトの失敗を、公共事業を一律にカットしたり、すべてを押しなべて縮減しようとする動きであります。石川知事、あなたは、県下七十四市町村を駆けめぐり、地域の人々の声なき声を肌で感じてこられたと思いますが、地域において県政に対する要望は、何といたっても生活環境の整備へのひたむきな願いであります。知事、地域における生活環境は、私はまだまだ不十分だと思います。大規模プロジェクトによって財政の圧縮が予想されますが、私は、生活環境の整備をまず確保してから全体のバランスをとるよう政治手法を改むべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に三として、地方分権と市町村支援についてであります。

先般七月八日、地方分権推進委員会は、第一次に続いて第二次勧告を橋本首相に提出しました。そこで、まず石川知事は、この勧告についてどのような感想を持ち、これからの県政に生かしていこうとしているのか、お伺いをいたします。石川知事は選挙戦の中で、これからは国や県が政策を企画して市町村におろしていくのではなく、市町村が主体的に考え、国、県に要望していく、その上で県は

何を成すべきか、何を協力することができるかと考えたいと、新しい市町村支援のあり方を訴えていました。私も、全くこの考えに同感であります。とするならば、中央から見た地方分権ではなく、地方から見た地方分権でなくてはならないと思います。まことにこっけいなのは、みずから考え、みずから実行と言いながら地方の声を全く無視していることでありまして、私はこの地方分権論議は、税配分の伴わない地方分権はないと思っております。今のままで仕事だけを市町村がいただいても、その財源の確保が十分なされていなければ、市町村はたまったものではないと思うのであります。地方六団体は、今こそ地方に必要な財源を確保するために、地方自治の権限の拡大を求めて中央に押し上げていくべきと考えます。石川知事の御所見をお伺いをいたします。

なお、地方分権が進展していく過程で、特に財源の厳しい市町村に対して、どのような支援システムを考えておられるか、あわせてお尋ねいたします。

次は四として、民間活力の導入と自治研修所の活用についてであります。

アメリカの大統領が交代しますと、大統領補佐官を初め大多数の側近が変わると言われております。ある人は大学から、ある人は民間企業からホワイトハウスに入り、大統領を政治的、政策的に補佐することになります。私はこの姿を見て、アメリカでは、行政レベルと民間レベルがかなり近い存在であることを想像することができます。現在、行財政改革の柱である行政のスリム化を進めると、好むと好まざるとにかかわらず民間活力の導入が今日的課題、テーマの一つになっております。かつては、情報の質、量を考えたとき、行政は民間に比べ圧倒的にまさっているとされてきましたが、今や専門的知識や技術、経営感覚においては、むしろ民間の方がそのノウハウやレベルが高いのではないかと感じられます。ところが、行政用語や行政の複雑な縦割りの仕組みは一般的には大変わかりにくく、行政の経験なしでは企業人が行政の幹部として力を発揮することは大変困難と言わざるを得ません。

私はそこで、今まで職員研修として機能していた自治研修所を民間にも開放し、民主主義の普及、発展に活用すべきと考えます。そして、学習していただいた成果を、行政からの委託や審議会のメンバーとして活躍をしていただいたらどうかと提言するものであります。また、民間への開放が進むことによって、県民の自治意識も高揚し、その中から、地方自治に関心を持ち自治制度にも明るい女性議員や青年議員が誕生してくるものと期待されます。自治研修所の民間への開放と活用について御所見をお伺いいたします。

次に、環境問題についてであります。

その一は、産業廃棄物の処理システムであります。この問題は、先般の代表質問に対し、石川知事は、「真っ正面から取り組む」と積極的に答弁されました。したがって、私は重複を避け、簡単に質問させていただきます。

私は、まず、県外からの産業廃棄物の搬入を安易に許してはならないと思います。このことは当然のことで、現に三十四道県において、事前協議制や原則持ち

込み禁止などの規制措置をとっております。とするならば、現在本県から県外へ搬出している三十八万トンを他県に搬出せず、県内で処理すべきであります。このことを完全に実施するためには、民間業者だけでは最終処分場や中間処理施設の確保は困難であり、今後県がどうかかわっていくかにかかっております。産業廃棄物の処分は、その発生源である企業責任において負担すべきとは考えますが、地域に根差した産業の振興を図っていくためには、公共関与による処理システムづくりを推進していくべきと考えます。

そこで質問は、廃棄物処理センターの具体的な取り組みと見通しについてお答えをいただきたいのであります。知事は、本年度から環境部を創設いたしました。これはまことに時を得た政策であると思えます。私は、環境部は国で言うならば環境庁であると思えます。その環境庁は、高い格式と環境問題に対する信頼というものが大切であると思えます。これは質問通告してございませぬので要望いたしますけれども、環境部をもっともっと充実をさせていただきたい、このように要望しておきます。なぜかといいますと、今後、河川の改修やあるいは用水、土地改良、森林保全、海水汚染など、その考え方が環境部の高い次元によってその確保を指導していく 指導していくという言葉は余り適当じゃないかもしれませんが 調整をしていく、そういう面で、これからますます環境部の充実をお願いしておきたいと思えます。

次は、富士山ろくの不法投棄防止についてであります。

富士山ろくに県外から不法に産業廃棄物を運搬し、処分する業者は後を絶たず、地元民は大変頭を痛めております。去る五月二十九日、富士宮警察署と県警生活保安課は、神奈川県に本社のある業者を廃棄物処理法違反の疑いで逮捕しました。今回逮捕された業者は、再三にわたる保健所の指導や市の条例に基づく中止命令を無視してプラスチックなどを投棄していたもので、悪質な業者であります。このような事件が後を絶たない原因の一つは、業者が法律の抜け道をよく知っていて、保健所や市の担当者の言うことを聞くどころか、逆に行政側の落ち度を指摘しておどかすという体質で、とても善良な地域住民が相手にする代物ではございません。

そこで質問であります。先ほど申し述べたとおり、県外の産業廃棄物は一切搬入させないことを打ち出すと同時に、警察署、保健所、消防署、そして県、市の環境担当が十分連絡をとり合って取り組むシステムが大切かと思えます。一口で言うならば、窓口の一本化であります。例えば、土採取の問題については、その許認可は開発行為として都市住宅部が担当しております。産業廃棄物は当然保健所でございます。処理場で焼却いたしますと、これは消防署が関係してまいります。また、これらのことで告発、摘発ということになれば警察署ということになります。住民にとって窓口の一本化というものは急務でございまして、やはりいかにして生活環境を整備していくかということについて、どうしてもこの縦割りが一つの問題点になるわけでございます。その隘路としてぜひとも窓口の一本

化を図り、例えば、産業廃棄物不法投棄対策本部などを設けて対応すれば、私は十分機能すると思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。なお、県外産業廃棄物の搬入を厳しく規制した場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第三章第十一条の規定による処理計画を見直さなければならないと思いますが、その見解を求めます。

次に、富士山ろくの土の搬入規制についてであります。このたび御殿場市、裾野市、小山町に続いて富士宮市においても、無秩序な土砂の持ち込みを厳しく規制する条例を制定しました。この背景には、昨年、小山町の保安林に土砂を不法投棄させた業者を御殿場警察署が摘発するなど、首都圏からの持ち込みが絶えない現状にあるからであります。

県はこのような事態に対応するために、先般、土の採取等について市町村が独自の規制を行えるよう土採取等規制条例の改正をいたしました。この条例についての県の対応は、私は画期的な成果だと高く評価をするものであります。と申しますのは、従来の考え方は、法律や県条例を上回る、より厳しい市町村条例に効力はないという見解が一部にあったからであります。まさに地方分権の思想の一環であることをうれしく思っている次第であります。しかしながら、さきに述べました三市一町の条例制定により、今後、他の富士山ろく周辺市町村への土の不法投棄が拡大するおそれがなしとしません。県は、「ふじのくに静岡」をキャッチフレーズにするならば、市が条例を制定する前にリーダーシップを発揮して、まず県条例を先ほど言った厳しい市町村の条例に合わせていく、あるいはまた市町村全体を御指導していく、そのような対応が必要だと思います。御所見をお伺いいたします。

次に、富士山頂の境界問題についてお尋ねをいたします。

一般的には、富士山の山梨県と静岡県との境界が現在はっきりしていないと言いますが、まさかと耳を疑われる方が多いと思われませんが、実態はそのとおりでありまして、いまだ富士山頂の山静両県の境界は定まっておられません。具体的には富士山の地図を上から見ておられますと、東側海拔一千八百メートルから頂上にかけて県境の線が消えているのであります。もちろん、これには長い経緯と経過があり、現在に至っております。昭和二十三年、富士山を御神体とする富士山本宮浅間大社は、八合目以上の帰属を主張し、裁判の結果、最高裁は昭和四十九年、測候所の敷地と道路分を除いて浅間大社の私有地とする判決で決着いたしました。それから二十余年が経過していますが、一向に解決のめどが立っていません。

私は、石川知事が富士山総合環境保全指針を作成して、積極的に自然環境の保全に努力しておられることを高く評価しております。先日も、富士山百年三七七六プロジェクト自然植生復元事業を実施したばかりであります。今後、富士山の保全をさらに具体的に進めていくには、山頂の施設はどうあるべきか、どのように管理していくのかを考えた場合、境界の明確化は避けて通れない問題であると考えます。この富士山頂境界問題は、富士山の保全という公共の利益のため、両

県がそろそろ本腰を入れて解決する時期に来ていると確信いたします。まず、今日まで進しなかった問題点やこれからの環境保全政策の整合性など、事務ベースで前向きに取り組む必要があると考えます。その上で、最終的に山静両県のトップ同士、つまり両知事が十分話し合い、結論を生み出すべきと考えますが、石川知事の御所見をお伺いいたします。

次に、国民休暇村の誘致についてお尋ねいたします。

昨年七月に田貫湖畔で開催されました第三十八回全国自然公園大会は、「かなでよう人と自然のハーモニー」をキャッチフレーズに大成功裏に終了することができました。この大会を単に一過性のイベントに終わらせないため、地元富士宮市では、この田貫湖畔に国民休暇村を誘致しようと、長い間運動を展開してまいりました。県におかれましても、毎年国への要望事項として取り組んでいただいているところであります。また先般、環境庁は、平成十二年をめどに、ふれあい自然塾を田貫湖畔に整備することを発表しております。この事業は国民休暇村の誘致にさらに弾みがつくと考えられます。

そこで質問は、その後の誘致の取り組みについてお尋ねをいたします。なお、田貫湖畔に宿泊施設などが整った国民休暇村が整備されますと、観光客の増加が予想されますので、周辺アクセス道路について関係機関と十分協議して検討されるよう要望いたします。

次に、技能士の能力開発についてであります。

その一点目は、技能士会の育成と強化について伺います。本県の技能士は、技能水準の向上及び社会的、経済的地位の安定を図り、すぐれた技術をもって社会に貢献するため、昭和六十二年に社団法人静岡県技能士会連合会を設立いたしました。現在は二十五単位技能士会が加盟しており、その構成員は四千三百七十八人を数えております。私も技能士のはしくれですが、徒弟制度が完全に失われた現在、若年技能者の確保、育成を思うと、時々考えさせられることがあります。

そこで一点目の質問は、この技能士の能力開発に伴い、技能士の検定資格者に対し技能士会への参加、入会をどのように指導してこられたか、お伺いいたします。

二点目は、現在二十五業種の一、二級の技能士の資格者は延べ三万二千六百二十三人となっております。この技能士会の加入の促進に対して県はどのような対応をされてきたのか、お伺いいたします。なお、静岡県においては、一級技能士の現場常駐制度を促進しておりますが、この実態についてお伺いをしたいのでございます。

その次の問題といたしまして、技能五輪全国大会の準備についてであります。若年技能者の資質の向上を図る絶好の機会である技能五輪全国大会が、本県において平成十一年十一月に予定されております。この大会に対してどのような準備をなさっているか、お伺いするものであります。特に、本県で開催される以上、その参加選手の確保についてどのような支援策、強化策を考えておられるか、こ



答 弁 者： 100都市住宅部長

順：4

質問要旨：

○議長（川口久一君） 入野都市住宅部長。

（都市住宅部長 入野興暉君登壇）

○都市住宅部長（入野興暉君） 環境問題についてお答えいたします。

富士山ろくの不法投棄の防止についてのうち、土の搬入規制についてであります。本県の土採取等規制条例は、跡地の防災や緑化が目的でございます。土の採取や埋め土、盛り土は極めて日常的な行為でありますことから、届け出制による緩やかな規制としております。しかしここ数年、神奈川県、山梨県に隣接する市町村への悪質な土砂の搬入により大きな問題が生じたことから、県としては規制の強化の方策を検討いたしました。その結果、土の採取等は強い規制になじまないこと、仮に強い規制を行った場合には、適正に土採取等を行っている者まで一律に過重な負担を強いることとなるため地域を限定すべきこと、さらには、地域の課題は地元の市町村みずから解決することがふさわしいものと判断しまして、関係市町村が許可制、対象面積の引き下げ、罰則の強化などを内容とする条例を制定できるよう、県条例に適用除外規定を設けて対応することといたしました。県といたしましては、今後とも市町村との連携を図りながら、土採取等規制条例の的確な運用に努めてまいり所存でございます。以上でございます。

の技能五輪全国大会の概要と基本的な考えをお伺いたします。

最後になりましたが、県史編さん資料の活用についてお伺いたします。

県史編さん事業は、昭和六十年から現在まで、約十三年間の長きにわたり取り組んでまいりましたが、本年平成九年度をもって完成すると伺っております。この事業にかかわった学識経験者の諸先生方を初め関係者の方々の努力に、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。そこで、この資料を今後どのような方法で開放していくのか、お尋ねをしたいのでございます。私は、一つの方法として、県立大学にその研究所を設け、県歴史民俗文化研究所を設置して、この事業が終了したのではなく、これからさらに新たなステップとしてスタートさせ、県民共有の生涯学習の教材として活用すべきことを提言したいと思います。大学関係者はもとより、学識経験者の方々とも十分協議して、本県独自の取り組みをいただくことをお願い申し上げまして質問といたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)